2　参加資格　参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は、⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）開札時までに大阪航空局における平成31・32年度一般（指名）競争参加資格のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

４）参加表明書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、大阪航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていないこと。（受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタントも含む。）

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６）建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑵　設計共同体　2⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（公告日令和２年10月15日付け大阪航空局長）に示すところにより大阪航空局長から福岡空港事務所新庁舎・管制塔新築設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

3　競争の適正阻害　参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑴　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

１）親会社と子会社の関係にある場合

２）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

⑵　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、１）については、会社の一方が更生会社または更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

１）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

２）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4　業務実施体制に関する要件

⑴　業務の主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く。）を再委託するものでないこと。

⑵　業務の分担構成が、不明確又は不自然なものでないこと。

⑶　管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出の組織に所属していること。

⑷　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）は、それぞれ１名であること。

⑸　管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

⑹　電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

⑺　業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が大阪航空局の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

⑻　設計共同体の場合は、以下を満たしていること。

１）設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。

３）一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

４）一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

5　配置予定技術者等に関する要件

⑴　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の資格等

１）管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

３）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ１名であること。

４）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約額が４億円かつ10件未満であること。

なお、手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。

⑵　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の業務実績　管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、平成22年４月１日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。

ただし、地方航空局が発注した「建設コンサルタント等」のうち、平成27年４月１日以降に完了した500万円以上の業務実績である場合にあっては、業務成績の評定点が65点以上であること。

また、地方航空局が発注した建設コンサルタント業務（建築）で平成22年４月１日以降に完了した業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均点が65点以上であること。

「平成22年４月１日以降にが完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下の(a)～(c)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

(a)　平成22年４月１日以降に契約履行が完了した設計業務

(b)　本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれらに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

(c)　以下を満たす施設の設計業務実績

１）管理技術者及び構造分野の主任担当技術者

①　同種業務：高さ60mを超える超高層建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

②　類似業務：以下の（い）又は（ろ）を満たす業務実績。

（い）高さ31mを超える高層建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

（ろ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築物の主要な用途が「工場・倉庫等（※２）」を除く、地上２階建て以上かつ延べ面積2,000㎡以上（※３）である建築物の新築又は増築の設計業務（※１）。

ただし、①又は②（い）の条件を満たす業務実績を必ず１件以上有すること。